

# 総務委員会会議録

令和2年11月16日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 11:08

## 【 案 件 】

### 1. 入札制度について

## 【 報告事項 】

1. 第1次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括評価について (総合政策課)
2. 第2次飯塚市総合計画の中間見直しについて (総合政策課)
3. 大塚製薬株式会社との包括的連携について (総合政策課)
4. 颯田地区の市外局番変更について (総合政策課)
5. 颯田地区投票区(所)及び立岩地区、目尾地区投票所の変更について (選挙管理委員会事務局)

---

### ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

### ○契約課長

令和2年度建設工事の入札執行状況につきまして、お手元の資料に基づき、ご説明いたします。

「入札制度について」の1ページをお願いいたします。この資料は、令和2年9月末までに執行いたしました「工事契約落札率別内訳表」で、設計金額が130万円超の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものでございます。

9月末までの入札件数の合計は64件、契約金額の総額は61億3294万4290円で、平均落札率は92.10%となっております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。この資料は、令和2年9月末までに執行いたしました、条件付き一般競争入札の実施状況でございます。9月末までに、20件の条件付き一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が6件、建築一式工事が10件、専門工事が4件となっております。

20件のうち、総合評価分2件と変動型最低制限価格方式3件を除きます15件中14件が最低制限価格で応札がなされ、すべてくじ引きにより落札者を決定しております。一番下の欄に記載しておりますが、平均落札率は91.28%となっております。

次に、資料の4ページをお願いいたします。これは、等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札の執行状況で、9月末までに3件実施しておりまして、平均落札率は92.68%となっております。

以上、建設工事の入札執行状況について、説明を終わります。

### ○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

### ○小幡委員

今、課長のほうから説明ありましたが、総合評価方式、変動型以外の一般競争入札は、ほとんど最低価格によるくじ引きが、大半を占めておりますけれども、今年の11月に総務委員会で質問いたしましたけれど、電子入札の導入についての進捗状況がどのようになっているか、

わかりましたらお示してください。

○契約課長

電子入札につきましては、令和3年度からの実施に向けまして、現在、システムの構築を進めております。本年度当初予定しておりましたスケジュールどおり進捗いたしております。ただし、9月に予定をしておりました全業者を対象としました300人規模の業者向け説明会の開催が、新型コロナウイルスの影響から中止せざるを得ない状況となっております。それで代替案といたしまして、全業者に説明会資料を送付するように、現在、準備を進めております。また、同様の資料を市ホームページにおいても掲載するとともに、業者のほうからの質問に対する対応について、ヘルプデスクとして、コールセンターの設置を予定している状況でございます。

○小幡委員

全業者に向けて説明資料を送付すると言われましたけど、送付完了の予定は、いつごろの予定にされています。

○契約課長

今、資料をですね、紙ではなくCD-ROMと言いますか、そういう中に焼きつける作業を、今月いっぱいを予定しておりまして、12月には送付したいと考えております。

○小幡委員

はい、わかりました。続けまして、電子入札の県内の導入状況はどのようになっているのか、お示してください。

○契約課長

現在、福岡県内では、福岡市、北九州市、久留米市、柳川市、篠栗町において既に導入されております。このうち久留米市、柳川市、篠栗町につきましては、福岡県と県内市町村で構成されますふくおか電子自治体運営協議会が開発しているシステムを、共同利用による運用をいたしておりまして、本市もこれに参画しての運用となります。今年度までは3自治体のみでの利用でございましたけれど、来年度からは本市を含め県内11の自治体で共同利用するという予定となっております。令和3年度からの利用予定団体は、久留米市、柳川市、篠栗町、宮若市、中間市、飯塚市、宇美町、広川町、須恵町、吉富町、それから嘉麻市というふうになっております。

○小幡委員

今、時代とともに、コロナ禍の影響もあるんでしょうけど、従来どおり業者さんを集めて、説明会をして、入札をしてというような、3密を避ける上からもですね、電子入札を導入する自治体がふえていると私も聞いておりますけれども、改めてその電子入札におけるメリットとデメリットについてご説明ください。

○契約課長

電子入札は、飯塚市と応札業者側がインターネット環境を利用いたしまして入札を執行することになりますので、入札参加者同士が一堂に会する入札会の開催が不要となります。業者間の接触機会が減ることと同時に、職員と入札参加者との接触も減りますことから、不正行為の抑止を図ることができます。

それでメリットですけれども、まず飯塚市側の主なメリットといたしましては、入札会にかかる時間が大幅に軽減されるということで、それに伴いまして、入札会を5名以上の職員で現在やっておりますけれど、それがほぼ1名で対応できるということで、事務量が大幅に軽減されると。それからシステム化することになりますので、事務処理上の記入ミスといったものをはじめとするさまざまなミスが生じませんので、事務的それから精神的な負担が軽減されること。また、入札会までに膨大な紙を使用しておりますので、それらが削減できること。また、物理的に入札会場ですとか、来庁者駐車場の確保といったようなことが不要になるとい

うことで、多くのメリットが挙げられます。

次に、応札者側の主なメリットでございますけれど、入札会のために来庁するという必要がなくなる。それから、仕様書や様式などといった資料が全てインターネットからダウンロードできますので、経費の節減、負担軽減が図れます。また、いつでも応札が可能となりますので、入札参加機会がふえることなどが挙げられます。

デメリットといたしましては、業者側がインターネット環境を整える必要がございますので、また、インターネット環境を利用するといったことからセキュリティを確保する必要がございます。それらに対応するために、民間の認証局から発行されます電子証明書といったようなものの入手が必要となるため、それらの経費として年間約2万円程度の経費が必要になるといったようなことが挙げられるかと思えます。

○小幡委員

結局、電子入札に今から移行する自治体が、先ほどの説明で11団体、共同利用する方がふえればコスト面も安くなると。電子システムを利用してですね、電子入札にかかる飯塚市の運用コストはどのくらいかかると見込まれていますか。

○契約課長

運用コストといたしましては、入札1件当たり7000円となっております。年間約200万円の経費を見込んでおります。ふくおか電子自治体運営協議会の電子入札システムを利用しますので、質問委員おっしゃられるとおり、先ほども申しましたが、共同利用参加団体がふえたということで、このコストについては、当初見込んでおりました単価よりも軽減されるということで考えております。

○小幡委員

昨年来から、令和3年4月ぐらいからの試行と、電子入札における実験と申しますかね、工種に応じて電子入札に移行していくという説明を受けておりますけども、どの工種、どれぐらいの工種を電子入札へ移行していくか、考えがありましたら教えてください。

○契約課長

電子入札の導入に当たっては、先ほども申し上げましたが、インターネット環境の整備ですとか、電子証明書の発行、またそれを読み取るためのカードリーダーといったものの購入など、業者側の環境整備が必要となるため、一定の業者数及び発注件数がある専門工事を含みます工事及びコンサル委託において実施をしたいと考えております。また、その中においても、全ての業者が導入当初から、先ほど申し上げた環境整備ができないといった場合も考えられますので、紙入札も当面の間は併用することといたしております。その期間といたしましては、おおむね2年程度の経過期間が必要ではないかというふうに考えております。

○小幡委員

対象とする工種、具体的にあります。今、考えてあるのは。

○契約課長

これはあくまでも予定でございますけれど、対象の案件といたしましては、建築一式、土木一式、とび、これは交通安全、法面でございます。それから電気、管（水道）、管（空調）、舗装、防水、造園、解体が建設工事の予定としております。それからコンサル業務でございますけれど、建築コンサル、土木コンサル、測量コンサル、地質コンサル、補償コンサルというこれらの案件について予定をいたしております。

○小幡委員

今の説明だと、主に建設工事にかかわる職種が多いですけども、物品とか役務についてはどのようにお考えでしょうか。

○契約課長

現在の導入しようとしているシステムにつきましては、現時点では、工事それからコンサル

が対応可能となっておりますが、物品、役務の電子入札につきましても共同利用できないかということで、ふくおか電子自治体運営協議会において、現在、検討が進められている状況でございます。その中で、協議会の中で導入するということになりますと、運用コストなど総合的に検討して、これらについても電子化を進めたいというふうに考えているところでございます。

また、そのほかに指名業者の電子申請に係るシステム、それから契約管理システムについても、あわせて共同利用が検討されておりますので、それらについても積極的に導入に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

#### ○小幡委員

ほかに、うちの入札では、企業局がやりますよね。企業局については、どのようにお考えでしょうか。

#### ○契約課長

企業局につきましては、市長部局における電子入札システム、これは来年度入れますが、十分に検証した上で企業局にも拡充するというところで、現在、担当部署と協議を進めております。また、その上で事務を省力化ができるようであれば、市長部局分と企業局分の入札事務、これについても統合するというようなことも、現在、検討を進めているところでございます。

#### ○小幡委員

私個人的な考えだけど、やっぱり企業局と合体して、入札を一本化するというようなことも、十分に検討してください。特に、建築土木一式工事にかかわる作業と、入札における作業と、物品、役務あたりは数量が少ないので、私は導入できると思うんですよ。その点、契約課のほうで十分検討なさっていただきたいということを要望しておきます。

それと続けていきます。新体育館のときの入札がありましたね。業者さんが何度も辞退されて、私から言わせれば、入札妨害とまでは言いませんけど、何度も何度も入札を変更しながら、建築においても、設備関係においても、そのような状況になっておりますけれども、今から電子入札を入れていこうという時代に、そのような入札不履行と言うか、もうあまりにも見苦しいと言うか、どのような発注の仕方をしているのかと。受け取る業者側にも責任の一端はあるかと思えますけどね。元来、そういった辞退を平気ですという業者のモラルと言いますか、市役所、発注者側に多大な迷惑をかけているという認識があるのかどうか、その点についても何かペナルティ的なものを考えられないかという質問をしておりましたけれども、今現在どのような検討をなさったか、お答えください。

#### ○契約課長

入札参加申請後の入札辞退につきましては、参加業者のさまざまな都合ですとか、さまざまな要素がございますので、一律にペナルティを科すというようなことはできないというふうに考えております。ただし、明らかに、質問委員おっしゃられましたような、入札を妨害するといった行為、それから談合などの不正が疑われるものにつきましては、これまでも事情聴取を行うなど、手続を厳正に行っているところでございます。今おっしゃられましたペナルティと、辞退に対するといったようなこともそうでございますけれど、入札制度に関しましては、飯塚市の課題について他市の状況ですとか、現在、情報収集を常に行っているところです。次年度に向けました入札制度の見直しといったものを、今年度中にはお示しをしたいというふうに考えております。

#### ○小幡委員

その点、はっきり答えを出してください。あくまでも公共工事における原資はやっぱり税金ですよ。正しく税金が使われるようによろしくお願いします。

続けてですけど、先ほども入札結果の報告がありましたけれども、最低制限価格においてくじ引きをやると、これがかなり多いですよ。このシステムについて、契約課としてどのように思っているのか、考えているのか、お示してください。

○契約課長

公共工事に関する品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法でございますけれど、これにもありますように、価格競争が激化し著しい低価格による入札、またくじ引きによる落札者の決定が増加し、品質の低下を招くことが懸念される現状であり、それによって、下請業者、労働者へのしわ寄せとなるであろうということが懸念されます。本市の入札制度についての、これらは課題であるというふうに認識をいたしております。

○小幡委員

そのとおりなんです。数社の方に意見を聞きますと、入札参加したと、どっちみち最低だろうということで、最低価格を示されている以上は、その数字を入れるんですよ。でも、その数字が実質上できる価格なのか、苦しいのか、もう検討する間なく、最低価格、あとはくじ引き、天任せなんです。業者は見積もり、積算をやらないんですね。取った業者はもうそれしかないで、やはり下請、孫請にしわ寄せがいくというのが現状ですよ。それで最低価格の入札におけるいろんな問題は、改善していくべきだと思うんですけども、国のほうが指導しますよね。どのような指導を受けているか、説明してください。

○契約課長

公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議というものがございまして、この中で発注関係事務の運用に関する指針において、低入札価格調査の基準価格または最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表をしないとすると。予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力、経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表するとされております。また、この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底するというような指導となっております。

○小幡委員

そのとおりなんです。国の指導は的確に現状を把握して、数年前からこういう指導をしているんですよ。飯塚市は、言い方悪いけど、国の指導を無視した状況なんです。今は。そこで、先進地を含めた他市の状況、もしわかれば教えてください。

○契約課長

国土交通省、総務省、財務省が、国、特殊法人、地方公共団体を対象といたしました入札契約適正化法等に基づく実施状況調査というものが、令和元年11月1日時点で実施されておりました。本年8月に調査結果が公表されております。まず、その中で予定価格の事後公表をしている市区町村については、前年度1721団体中961団体、割合でいきますと55.8%から、977団体、割合ですと56.8%ということで、1年間で16団体増加している状況です。次に、最低制限価格の事後公表ですけれども、これは前年度960団体、割合ですと64.3%から、986団体、65.3%ということで、26団体、1年間で増加しているというような状況でございます。

○小幡委員

事後公表について、飯塚市も今後どのようにやっていくのか、今、考えがあれば教えてください。

○契約課長

先ほど述べました国の指針、それから実態調査の状況を踏まえて、引き続き調査は行っていきたくております。この実施につきましてはですね、先ほど申しましたように、不正等が行われないような方策をまず考えるべきであろうと考えておりますので、これは引き続き検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○小幡委員

総務委員会では、入札制度については、元来ずっと検討してきましたので、今の事後公表についても、結論的なものが出たら早目にご報告ください。やはり、先ほども言いましたとおり、入札は厳正にちゃんも行われるべきと思っておりますので、契約課は大変でしょうけども、十分検討なさってください。

続けてですが、今回、エコバッグとかハンドソープの市民への配付ということで、これは入札でやられたんでしょう。入札結果というか、入札方法というか、よかったらちょっと教えていただけますか。

#### ○契約課長

まず、エコバッグ、ポリエステルエコバッグにつきましては、6万5000枚を発注いたしておりまして、これは5分割として、まず9月10日に、その1からその3ということで3件、それから9月17日に、その4、その5ということで2件、これらを指名競争入札により実施いたしております。業者選考でございますけれど、令和2年度物品・役務等有資格者名簿に登録されている「印刷・写真」第1希望者のうち、「一般印刷」を取扱品目とします市内の業者13者を選考いたしております。

入札の結果でございますけれど、その1からその3につきましては、13者中9者、4者辞退されましたので、9者による入札を執行いたしております。その1ですが、落札額が612万4800円で「ひとみ印刷」、その2につきましては、落札額777万9750円で「株式会社NOTE」、その3につきましては、落札額914万3860円で「ダイワ印刷株式会社」がそれぞれ落札をいたしております。次に、その4、その5でございますけれど、10者による入札を実施いたしまして、その4の落札額が723万696円で「フジキ印刷株式会社」、その5でございますが、落札額が384万3070円で「オフィスファイン」がそれぞれ落札をいたしております。

次に、薬用ハンドソープでございますけれど、5万2000個を4件に分割いたしまして、9月10日に全件指名競争入札により実施いたしております。業者選考につきましては、令和2年度物品・役務等有資格者名簿に登録されております「日用雑貨」第1希望業者のうち、「家庭用台所用品」を取扱品目とする市内及び準市内の業者9者全者を選考いたしております。

入札の結果でございますが、その1からその4までを、9者中7者が辞退されましたので、2者による入札を執行いたしまして、その1につきましては、落札額が550万2640円で「合資会社高取金物店」、その2につきましては、落札額が549万8350円で「武本ホームズ株式会社」、その3につきましては、落札額549万1200円で「武本ホームズ株式会社」、その4につきましては、落札額が548万9770円で「合資会社高取金物店」それぞれ落札をしている状況でございます。

#### ○小幡委員

最後にしますけども、入札結果はお聞きしましたが、エコバッグにおいては飯塚市のマークを入れるから印刷関係に一般印刷の入札をされたんですね。ハンドソープは、役務関係、物品納入業者を対象にということですが、エコバッグの品物とハンドソープというのは、飯塚市が限定で、この品物でというような物を決めて、入札したんですか。

#### ○契約課長

担当課におきまして、サイズですとか、色ですとか、デザインといったようなところを、ある程度一定の仕様に固めまして、エコバッグについては発注をいたしております。ハンドソープにつきましては、数量がこれだけ多いということもありましたので、仕様はちょっと私、手元に持っておりませんが、これがというような、この品物でというような決め方はしていないというふうに記憶いたしております。

#### ○小幡委員

はい、わかりました。物が違ければ、価格が変わるので、ある程度、仕様は示されたと思う

んですけども。うわさの域ですけど、ハンドソープね、9者中7者が辞退したんでしょう。この辞退の理由というのは聞かれました。9者中7者が辞退ということは、それは聞かれましたか。

○契約課長

この辞退理由については、聞き取りといったようなことは実施をいたしておりません。

○小幡委員

必要なのか、必要でないのかは、契約課が決めていいんだけど、呼んでいるんだよね、来てもらっている。入札に参加しないかということで。一旦、手を挙げてね、やはり辞退するというのは、なぜ辞退なのかは確認しないと、先ほどのペナルティじゃないけれども、何で今回辞退なのかは、ちゃんと今後は聞いてください。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「第1次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括評価について」報告を求めます。

○総合政策課長

「第1次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括評価について」報告いたします。

平成27年10月に策定し、令和元年度までを計画期間としておりました「第1次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきまして、人口ビジョン編及び総合戦略編に関し、外部委員会であります総合戦略推進会議において、本市の人口動態や総合戦略の進捗状況に対する意見等を聴取し、市長を本部長とする創生本部会議において承認を得まして、「第1次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略総括評価報告書」を作成しましたので、その概要について報告させていただきます。

資料の1-1をお願いいたします。2ページが目次となっておりますが、人口ビジョン編と総合戦略編の大きく2つに分けて評価を行い、最後に第1次戦略の総括としてまとめさせていただいております。

3ページからが人口ビジョン編となっております。本市の人口動態に関する検証になりますが5ページをお願いします。表の最後の四角の2020年1月1日時点の目標値に記載のとおり、計画期間の最終目標の人口数を12万8366人としておりましたが、それに対し実績値が12万8184人と、目標値より182人少ない結果となりました。

6ページをお願いいたします。課題と今後の方向性について記載しておりますが、転入、転出の状況としまして、転入は筑豊地域から、転出は福岡地域への割合が多いこと、また、若年層から子育て世代における人口移動は活発に行われているという検証結果を記載しております。

また、その結果を踏まえて、今後の方向性として、筑豊地域外からの転入者の増加と転出者の抑制に寄与する施策を実施する必要があると考え、なかでも、福岡地域からの人口流入を目指す取り組みをはじめ、世代や転入者の属性に応じて効果的に情報発信する必要があり、ターゲットを絞った施策の構築などを行う必要があると考えております。

10ページから、総合戦略編として、人口ビジョン編で設定した人口目標を達成するため4つの基本目標を設定し、各目標についての数値目標及びKPIの達成状況を記載し、現状説明と今後の方向性等を記載しております。

詳細については説明を省略させていただきますが、18ページをお願いします、この4つの基本目標に対する具体的事業の達成状況及びその具体的事業のKPIの総括検証を記載しております。

各評価指標の達成状況については、概ね5割という結果となり、目標値の達成に向けて取り組んでまいりましたが、達成状況は人口減少を食い止めるうえで大きな効果を果たしたとは言い難い結果になっています。また、後段については、人口ビジョン編で検証した総括を記載しております。

今後、人口減少の傾向が続くと推測されますが、その減少幅を少しでも抑制し、定住人口及び移住人口の増加を目指し、引き続き地方創生に資する総合戦略事業を着実に推進していくこととして、まとめさせていただいております。

この総括評価報告書につきましては、ホームページにおいて公表することといたしております。

また、資料1-2につきましては、冒頭で申しました、外部委員で構成する飯塚市総合戦略推進会議での意見等を取りまとめた「検証結果報告書」を参考に添付させていただいております。

また、資料1-3につきましては、地方創生交付金事業及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の2事業に関しまして、検証シートによる検証を行った資料となっております。内容の詳細説明については、省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、「第1次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括評価について」の報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○小幡委員

まだ、よく読んでないんだけど、人口ビジョンというのが3ページにありますよね。緑で囲まれているのが2020年、現在ですよ。下のほうに、推計を社人研というところが出ておられますけども、これと本市の独自の計算方式かな。それと実績で、変な話、減少はしていくんだけど、飯塚市はどのような計算方法によって人口推移を計算しているのか。もしくは、この社人研はどのような方法でされているのか、もしわかったら教えていただけますか。

#### ○総合政策課長

今、3ページのほうに大きく四角で囲っております12万6570人という、こちらの2020年の推計、こちらにつきましては表の上にも説明書きさせていただいておりますけれども、2010年の国勢調査の結果をもとにした本市の人口の独自推計で、この数字を出させていただいております。ちょっと説明の中では省略させていただいたんですが、国勢調査は5年に1度のみの調査ということで、各年ごとの人口の推移や推計値の差異を把握できないということで、目標値を住民基本台帳での人口推移に置きかえをさせてもらった分が、4ページのほうに記載している分が、そういう計算になっております。住民基本台帳におきましては、各年の例えば年度末時点とかということが、毎年把握できますことから、こちらのほうで置きかえて、目標値として設定しましたのが、説明の中で申しました5ページの真ん中の2020年1月1日時点の12万8366人という目標値の設定ということになっております。ですので、3ページの国勢調査をもとにした独自推計の12万6570人については、実績値が12万8184人でありましたので、一応上回るという結果にはなっておりました。

また、社人研の推計値におきまして、そちらの数字を上回るということには、結果的にはなっております。社人研の人口の推計の出し方というものは、出生率や純移動数、純移動率、そうした数値を用いて積算をするということしか、申しわけございません、ちょっと把握ができていないのですけれども、この第1次戦略で推計した出し方については、2005年から

2010年の人口の動向を勘案し、将来的な人口を推計した結果になっております。

○小幡委員

なるほど。単純に2060年を見ると、飯塚市の予測から1万6000人ぐらい下がるじゃないですか。10万人をキープできていなくて、8万4000人ぐらいになるのではないかと。というような予測ですけども、やはり出生率と言うかね、そこら辺が影響するんでしょうけど、総合戦略の総括評価はわかるんだけど、飯塚市の人口が下がらないために、下がった結果だけ教えてもらっても仕方ないんでね。今後、5年なり10年なりね、本市としては人口が減らない対策というか、目玉は何ですか。どのようにして人口を保とうとするのか、もし考えがあったら、お教えていただきたいんですけど。

○総合政策課長

人口の関係につきましては、説明の中ではちょっと簡単にさせていただいたんですが、6ページのほうに課題と今後の方向性ということで記載させていただいている中に、やはり転出が、どうしても福岡地域のほうに転出超過になっているという点、そうしたところから福岡地域の自治体と本市の違いを明確にして、本市の強みという、そういったものを明確に示せるデータをもって、ターゲットを、そういった福岡地域に転出される方を、また流入させるという取り組み、それが当然必要になろうかと考えております。また、18ページのほうの総括のところにも記載しておりますけれども、本市については福岡地域や北九州都市圏にアクセスがいい、利便性がいいという、そういったところの強み。また、医療施設も充実している。また、地価が安い。そうしたところに加えまして、当然、本市としても、全庁的に健康づくり、子育ての支援、教育の充実、協働のまちづくり等、そうした充実した施策というのをやっているということを、上手に外部に発信して、広報活動に力を入れていく、そういったところというのは、今後必要になっていくのではないかと。本市を強みである部分をアピールする情報発信を行って行って、本市を選んでいただくというような施策に取り組んでいく必要があるかというふうに考えております。

○小幡委員

タイトルはいいでしょう。住みつづけたいとか、住みたいまちというのはね。全国的にやはり人口がふえている地域もありますので、その戦略をよく分析して、本市に取り入れられるところは真似していいと思うんだよね。なおかつ、ことしは都市計画審議会の見直しなんかもあっているんで、総合政策課と都市計画課と、やはりコンセンサスを取りながら、まちづくりね、人が住めるようなまちづくり、住みつづけたいまちづくりをね、ビジョンをしっかりと掲げてください。本市はこのような対策で、人口減を人口増に変えるんだと、PRも大切でしょう、発信もね。そこら辺を総合的に考えて頑張ってください。要望です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次飯塚市総合計画の中間見直しについて」報告を求めます。

○総合政策課長

「第2次飯塚市総合計画の中間見直しについて」報告いたします。

資料をお願いいたします。まず、1の見直しの趣旨といたしましては、本市の基本指針であります第2次飯塚市総合計画は、令和3年度に中間年度を迎えますことから、当初設定した施策や目標達成指標について進捗状況などを把握・検証するとともに、策定当初から国の制度や人口動向、社会経済情勢も変化しており、新たに生じた課題や要請に適切に対応するため、中間見直しを行うものとしております。見直しの期間につきましては、令和2年10月から令和4年3月までを予定しております。

見直しの基本的方向性につきましては、記載のとおりでございますが、今回の中間見直しでは、中間地点での計画の進捗管理・評価を行うことを主眼とし、根幹となる「基本構想」は変更せず、「基本計画」における施策や目標達成指標について、進捗確認や市民意識調査などによる検証を行い、今後の施策の方向性を定めることとしております。

見直しの手法でございますが、①市民意識調査の実施と分析のほか、④までの4項目の手法を用いて見直すこととしております。

見直し結果の公表につきましては、見直しを行った項目のみをまとめた「第2次飯塚市総合計画（改訂版）」を作成しまして、全体スケジュールを資料2枚目にお示ししておりますが、来年度、令和4年3月に本委員会での報告を予定しております。

以上、簡単ですが、「第2次飯塚市総合計画の中間見直しについて」報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「大塚製薬株式会社との包括的連携について」報告を求めます。

○総合政策課長

「大塚製薬株式会社との包括的連携について」報告いたします。

資料をお願いいたします。大塚製薬株式会社との間で、包括的連携に関する協定の締結を、10月2日に執り行いましたので、その概要について報告いたします。

本市におきましては、昨年度から公民連携推進室を立ち上げまして、民間事業者が有する創意工夫、アイデア、ノウハウなどを活用し、行政と民間事業者が双方の強みを活かし、住民サービスの向上や地域課題の解決を図っていこうとしているところでございます。

今回、大塚製薬株式会社から同社が有される知識や経験を活かし、「健幸づくりに関すること」、「青少年の健全育成に関すること」、「防災及び災害時の支援に関すること」、「男女共同参画・共生社会づくりの推進に関すること」、「地域活性化の推進に関すること」の5つの項目について包括的な連携を行い、市民サービスの向上や地域の活性化などに貢献したいとの提案がございまして、本市といたしましても、健康分野、防災や共生社会づくりの分野、教育や地域活性化の分野など多岐に渡る事業について効果的な連携ができるものと考えまして、協定の締結を行ったものでございます。

なお、具体的な連携事業につきましては、10月25日に行われた「いづか健幸ポイント2020ウォーキング」におきまして、大塚製薬株式会社からもご協力いただき、実施したところでございます。今後につきましても、市民サービスの向上に繋がる事業の実施が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 10：49

再 開 11：00

委員会を再開いたします。

次に、「颯田地区の市外局番変更について」報告を求めます。

○総合政策課長

「颯田地区の市外局番変更について」報告いたします。

穎田地区の市外局番の変更に向けた作業の進捗につきまして、平成30年12月の総務委員会において報告しておりましたが、その後の進捗につきまして報告するものです。

資料をお願いいたします。1の取組の概要に記載いたしておりますとおり、穎田地区の市外局番見直しにより、本市全域の市外局番を「0948」に統一するための取組を推進しております。2の主な取組の経過の下から2番目のところに記載のとおり、平成31年3月に総務省九州総合通信局とNTT西日本への変更要望書を提出いたしております。

その後、総務省とNTT西日本との間で調整が行われ、令和2年10月23日に総務省から正式に穎田地区の市外局番の変更を行う旨の報道発表がありましたので、その内容をお知らせするものでございます。

市外局番の変更時期につきましては、3の報道発表の内容に記載のとおり、令和3年10月から11月末となる見込みとなっております。また、市外局番の変更につきましては、下4桁の番号が変わらないことを要望いたしておりましたが、本市の要望が通りまして、市外局番0948に続く市内局番2桁は、変更する場合がありますが、その後続く下4桁の番号は変わらないということになっております。

なお、新たな2桁の市内局番につきましては、今後通知される予定となっておりますが、局番変更の周知等につきましては、今後も地元自治会長会、商工会、総務省、NTTをはじめとした関係機関と協議を行いながら進めてまいります。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「穎田地区投票区(所)及び立岩地区、目尾地区投票所の変更について」報告を求めます。

○選挙管理委員会事務局長

「穎田地区投票区(所)及び立岩地区、目尾地区投票所の変更について」ご報告いたします。

資料をお願いいたします。まず、項目1の「穎田地区投票区(所)の変更について」でございますが、第61投票所の「穎田住民福祉センター」が、平成30年7月の浸水被害により使用ができなくなったことによる投票所の見直しに伴いまして、穎田地区全域の投票区の見直しを行いました。その結果、選挙時における災害対応に係る職員の確保や市内各投票所との有権者数のバランスを確保するため、先月10月7日の選挙管理委員会において、6投票区を3投票区に変更いたしました。

資料中段の表は、各地区の投票所の状況をまとめたものでございます。1投票所あたりの有権者の数は、市内の平均が2218人で、穎田地区では778人となっておりますが、3投票区への変更後は、穎田地区の1投票所あたりの有権者の数は1555人となっております。

次に、変更後の投票所や区域は下段の表のとおりでございます。変更内容を簡単に申し上げますと、まず、第61投票区に第64投票区を統合いたしまして、投票所につきましても「穎田住民福祉センター」を「穎田交流センター」へ見直しを行っております。

次に、第62投票区に第65投票区を統合いたしまして、同様に第66投票区に第63投票区を統合することにより、穎田地区の投票所を3カ所といたしております。

なお、投票区の区域は自治会単位で区分しておりますが、今回、投票区を変更することで、他の区域にある投票所のほうが近くなる自治会につきましては、自治会の皆さんにご意見を伺いまして、近くの投票区、投票所へ変更いたしております。これにより投票区を変更した自治会が、第6投票区の「鯉田東区」と第61投票区の「中央東団地」の2自治会でございます。

次のページをお願いいたします。投票所変更に関する自治会への経緯等でございます。まず、

本年2月に自治会連合会・立岩支部の自治会長会委員会で説明後、投票区の見直しを行います第63投票区、第64投票区、第65投票区の各自治会長への説明を行いました。年度が変わり、改めて5月の自治会長会議での説明を予定しておりましたが、自治会長会議が書面決議となったため、立岩支部自治会長会の会長とも協議をいたしまして、立岩地区の全自治会長へ説明文書を配付いたしております。

また、有権者に対する説明につきましては、各自治会長より説明文書の配付が希望されましたので、本年8月に、各自治会長を通じまして、説明文書を各世帯に配付していただき、意見等の集約を行いました。質問や意見はございませんでした。以上のような各自治会への説明を経て、先月10月の選挙管理委員会において投票区の変更を決定いたしました。

次に、投票機会確保のための取り組みといたしまして、今回、投票区の変更により廃止となる3投票所においては、「移動期日前投票所」の開設を試行的に実施いたします。具体的には、投票設備を備えた車を「移動期日前投票所」として期日前投票期間中の2日程度、1カ所あたり1時間から1時間半程度を開設する予定といたしております。

続きまして、項目2の「立岩地区投票所の変更について」でございます。第4投票所の「立岩交流センター」が投票区域外へ移転したため、投票所を「飯塚市役所本庁舎 1階多目的ホール」に変更するものでございます。この件につきましては、本年1月上旬に関係自治会長へ説明をいたしまして、承諾を得ております。なお、周知につきましては、市報や市ホームページへの掲載に加えまして、選挙前には関係有権者への案内チラシの配付と郵送を予定しております。

続きまして、項目3の「目尾地区投票所の変更について」でございます。第15投票所である「旧目尾小学校体育館」が、幸袋交流センター整備事業により令和2年度から令和5年度まで使用できないため、当該期間に限り投票所を同投票区域内にございます「飯塚市環境センター」に変更するものでございます。この件につきましては、本年7月中旬に関係自治会長へ説明を行いました。自治会から出された意見に基づき検討した結果、本年8月「飯塚市環境センター」に決定いたしました。なお、周知につきましては、立岩地区と同様に、市報や市ホームページへの掲載に加えまして、選挙前には関係有権者への案内チラシの配付と郵送を予定しております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。